

Title	心的出来事の因果的効力をめぐり一連の問題を些末化する
Author(s)	柏端, 達也
Citation	年報人間科学. 17 P.49-P.65
Issue Date	1996
Text Version	publisher
URL	https://doi.org/10.18910/6376
DOI	10.18910/6376
rights	
Note	

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

心的出来事の因果的効力をめぐる一連の問題を些末化する¹⁾

〈要旨〉

D・デイヴィドソンの『非法則的一元論』を受け入れると、理由や意図や動機といった心的出来事が因果的効力をもちえないことになる、という議論がある。本稿では、以下の論点を順に示すことにより、その種の議論が当を得たものでないことをあきらかにする。一) まず、デイヴィドソンに対する初歩的な誤解を除けば、問題の文脈において「因果的効力」は因果的説明力のことを意味するとしか解釈しえない。ゆえに問題は、出来事の心的記述が因果的説明の文脈において機能しうるかどうかである。二) しかし、心的記述が因果的説明の文脈において機能しうるということと、非法則的一元論は矛盾しない。三) さらに、なぜ心的記述が事実上因果的説明の文脈において機能しうるのかという問いに答えることは、非法則的一元論に義務づけられてはない。説明すべき事柄と前提とすべき事柄をはっきりと区別する必要がある。そうした事実をむしろ非法則的一元論の(健全かつ不可欠な)一つの前提なのである。

キーワード

D・デイヴィドソン、非法則的一元論、心的因果性、因果的説明

柏端 達也

一九七〇年の論文「心的出来事」においてD・デイヴィッドソンは、非法則的一元論 (anomalous monism) の立場を表明した。^②しかしその後、非法則的一元論は自らの基礎を掘り崩すある帰結をもつという主旨の指摘が、複数の論者によって頻繁になされるようになる。本稿では、それらの指摘における問いそのものを分析し、その些末化 (些末な問題であることをあきらかにすること) を試みる。それはまた、一九七〇年の論文におけるデイヴィッドソンを擁護する試みであるとも言えるだろう。

1. 非法則的一元論の枠組の中では心的出来事は因果的効力をもちえないのではないかという疑問

1-1. D・デイヴィッドソンの非法則的一元論

奇妙なことに、次の三つのテーゼのそれぞれは、いづれももつともであるが、同時に主張することが不可能であるように見える、とデイヴィッドソンは指摘する。すなわち、

[1] 心的出来事と物理的出来事はしばしば因果的に相互作用する。

[2] 因果関係が存在するところには因果法則が存在する。

[3] 心的なものとは非法則的であり、心理物理的心理物理的な法則など存在しない。

デイヴィッドソンによれば、「非法則的一元論」と彼が呼ぶ立場においてこそ、これらの三つのテーゼが同時に主張可能となる。非法則的一元論の主張の主要な部分を成すテーゼは、次の二つである。

[4] 一つの出来事に心的記述と物理的記述を与えることが可能である。

[5] 心的記述と物理的記述を法則的に対応づけることは不可能である。

[4] のゆえに非法則的一元論は「一元論」であり、[5] のゆえに「非法則的」である。因果関係を出来事という存在者のレベルにおいて捉え、心的なものの非法則性を出来事の記述のレベルの問題と考えるところが、要点である。

[4]、[5] 以外にもデイヴィッドソンの非法則的一元論を特徴づけるテーゼがある。それは、心的なものの物理的なものへの存在論的依存を主張する次のテーゼである。

[6] 全ての心的出来事 (つまり心的記述が与えられた出来事) には、それと同一である物理的出来事が存在する。

この「[6] ゆえにデイヴィッドソンの非法則的一元論は (非還元主義的な) 物理主義の一種と見なされる。

論点を明確にするために、一九七〇年の論文以外の論文における

彼の主張も、いくつか明示しておいた方がよいだろう。すなわち、

「7」理由による行為の説明は、一種の（理由を行為の原因とする形の）因果の説明である。^③

「8」行為は、存在論的には身体運動という物理的出来事である。^④

これらは「1」の主張をより具体的に特徴づけるものとして理解することができる。

厳密に言えば「4」と「5」とおそらく「6」が非法則的一元論の主張であり、他はその前提である。しかし本稿では、「1」から「8」の全ての主張を含む『観念複合体』を「デイヴィドソンの非法則的一元論」と呼ぶことにしたい。問題となっているのはまさに、そうした複合体全体の整合性や帰結だからである。

1-2. 心的出来事の因果的効力に関する一連の問題

一九八〇年代に入ると、デイヴィドソンの非法則的一元論に対して複数の論者から独立に、ある疑念が提出されるようになる（それはまさに「続出」と言ってもよい状況である）。その疑念とは、おまかに言えば、非法則的一元論の枠組み内では行為の理由はそれがまさに理由であるということによっては行為をひき起こしえないのではないか、というものである。最初期にこの種の問題を提起したF・スタウトランドは、次のように述べる。

「デイヴィドソンの「…」理論から次のことが帰結する。すなわち態度〔理由〕は単なる行動〔行為〕を、態度であるということゆえにひき起こすのではなく、物理的な（神経の）出来事で（も）あるということゆえにひき起こす。したがって、ある出来事を態度として記述することは、それを因果的な力〔因果的効力〕の観点から記述することではない。因果的な力は、その出来事が物理的出来事であるということに由来するのであって、態度であるということに由来するのではない。」^⑤

こうした一連の批判を再構成すると次のようになる。すなわちデイヴィドソンの非法則的一元論に従えば、a) 理由は行為をひき起こす。つまり心的出来事は行為の原因でありうる。b) そのように述べられたからには、そこに何らかの因果法則が存在する。c) だが心的出来事（理由）と物理的出来事（行為）とを結ぶ法則は存在しない。d) 出来事は、物理的記述が与えられてはじめて、因果法則へと洗練される見込みのある一般化のもとに包摂される。e) よって、行為の原因が理由という心的出来事であることは、当の因果法則とは無関係であり、因果的効力をもちえない。

最後のステップe)に現れた帰結は厄介である。理由などの心的出来事がもし因果的効力をもちえないのであれば、「1」や「7」のように述べることの基礎が失われるように思われるからである。さらにもし、原因であるならば結果に対して因果的効力をもつと考えるのであれば（そう考えるのはたしかに一見もっともである）、「1」

や「7」は端的な誤りであるようにも見える。

以下では、非法則的一元論に対して提起されたこのような問題について、吟味していくことにする。

2. 心的出来事の因果的効力をめぐる問題とは、結局のところ出来事の心的記述を含む単称因果文の説得力に関する問題である

2-1. 「因果的効力」の三つの意味

まず次の形の言い回しに注目したい。つまり、

「9」出来事cの生起が出来事eの生起に対して因果的効力をもつ。

問題は、この「因果的効力 (causal efficacy)」の語が何を意味するかである (もちろん代わりに「因果的な力 (causal power)」などの語の意味を問題にしてもよい)。私の考えでは、その語が正当に意味しうるところは以下にあげる三つである。

一 存在論的な第一の意味での因果的効力…まず「因果効力をもつ」とはたんに原因であることを意味すると解釈することができる。この意味に解釈するなら、「9」は、cがeの原因であるということとをいくぶん大袈裟に述べているにすぎない。この場合因果的効力は、(個別的因果関係を外延的な関係と見なすとして) 出来事cという存在者をもつ性質であり、cがどのように記述されるかには依

存しない。したがってこの意味に解釈するかぎり、デイヴィドソンの非法則的一元論から前節のeのステップのような帰結が導き出されると考えるのは、端的な誤りであることになる (心的に記述されようとされまいと、原因である出来事は原因であり続けるのだから)。

デイヴィドソンはもっぱらこの意味で「因果的効力」の語を使っているが、本稿では、無用の混乱を避けるためこのような表現は使わないことにする。

二 存在論的な第二の意味での因果的効力…出来事そのものもつ性質で、しかも上述のものよりは内容のある「因果的効力」の意味が、もう一つ存在する。この意味における「因果的効力」は、原因である出来事の因果的に不必要でない部分を指摘するのに用いられる。例として次の因果言明を想定しよう。

「10」蚊に刺されたので痒い。

ここでは、「10」において言及されている原因と結果の、原因の方に注目されたい。蚊に刺されたことは、蚊が皮膚に針を刺し入れたことや、血を吸い取ったことや、皮膚に小さな穴があいたことといった一連の出来事から成る複合的出来事と考えられる。だが、原因である出来事のうちいま述べた部分はいずれも、痒くなることをひき起こしていない。痒くなったのは、抗凝血物質を含む唾液を蚊に注入されたからにはかならない。したがって、「10」よりも

「11」蚊に唾液を注入されたので痒い

と述べた方が、不必要な部分を含まない形で原因に言及していると言うことができる。しかし、そうであるからといって「10」が因果文として誤りになるわけではない。原因とされる出来事がこの意味で不必要な部分を含むことは、われわれの認識活動においてはむしろ通常である（たとえば「原因のさらなる特定」と呼ばれる作業は、原因の不必要な部分を削っていく作業であると見なされる）。

さて、原因とされる出来事のうちに、結果の生起に対して不必要ではない部分を「因果的効力をもつ部分」と呼ぶことは、ごく自然であると思われる。よって次のように述べることもできよう。

「12」蚊に刺されるといふ出来事の部分を成す出来事のうちに、唾液を注入されるといふ出来事が、痒くなるという結果に対して因果的効力をもつ（唾液を注入されるといふ出来事を部分にもつがゆえに、蚊に刺されることは痒くなることをひき起こす）。

しかし、いま問題とされている（すなわちeのステップで言われている）因果的効力が、この意味でのものでないことは明白である。一つの出来事の存在論的に異なる二つの部分に対して、心的記述と物理的記述がそれぞれ与えられるというわけでは、あきらかにない

からである。つまり、心的記述が行為の原因である出来事の全体を記述しているのであれば、心的出来事がこの意味での因果的効力を失うことはないのである。

一方で、日常的にしばしば問題になるのはこの意味での因果的効力である（「なにゆえにこれを飲むと眠れなくなるのか」。ここでこの意味に言及したのはそのためである。われわれは「 \sim であるがゆえに (if virtue of) 出来事cは出来事eをひき起こす」という形の表現に馴染みの感じをもつことができ、しかもそれは正当である。だが（繰り返すが）その意味での因果的効力は、ここでの問題とは無関係である。非法則的・一元論の批判者達が出来事の心的性質を話題にするとき、そうした誤ったアナロジーで問題を捉えているのかもしれない）。

三）認識論的な意味での因果的効力…次のような解釈も不可能ではない。「9」が言わんとしているのは、「出来事cが出来事eをひき起こした」と述べるのが因果的説明的であるということである。この第三の意味での因果的効力は、前二者とは対照的に、単称因果言明のもつ性質であり、出来事をどう記述するかに依存する。

ここで、単称因果文に作用することで内包的な文脈を形成する演算子「 \sim 」はsにとって因果的説明的である「 \sim 」を考へてもよいだろう。すると、因果的説明文とはそのような演算子が単称因果文に付け加わったものであると見なされる。いまや因果的説明の二つの重要な特徴を指摘することができる。まず第一に、因果的説明的であるか否かということが本質的には認識者（「s」）に相対的であるという

意味で、因果的説明は認識論的な概念である。真なる単称因果文であるだけでは因果的説明文には十分でないのである。他方、第二の特徴として、真なる単称因果文であることは真なる因果的説明文であるために必要である。すなわち「pはsにとって因果的説明的である」が「pは真なる単称因果文である」を含意する、ということが、その演算子の意味の中に含まれていなければならない。さもなければ「sは自分にとって因果的説明的であるとsには思われる」との区別がつかなくなるだろう。因果的説明であると感したものが全て因果的説明になるという事態は、奇妙であり、実情に即していない。^⑩

このように特徴づけられた第三の意味での因果的効力を、とくに「因果的説明力」と呼ぶことにしよう。(ところで本稿の議論に、演算子の「sにとって」の部分は直接的な仕方では関与しない。なぜなら、あるタイプの文が因果的説明力をもちえないのかどうか、つまり、それだけでは誰にとっても因果的説明的でないということになるのかどうかこそが、問題だからである。そのため以下では演算子のその部分をしばしば明示しない。)

2-2. 心的出来事の因果的効力に関する存在論上の問題

デイヴィドソンの非法則的一元論に対して提起された一連の問題のうちの一部は、誤解を解くことによって、比較的容易に無効化することができる。

2-1-1の最初に述べたように、心的出来事という存在者そのもの

のもつ因果的効力(つまりまさに原因であるということ)がデイヴィドソンの非法則的一元論の枠組みにおいて損なわれると考えるのは、誤りである。1-1で「8」の後にあえて挙げなかったのだが、デイヴィドソンはある論文において次のことを強調している。^⑪

「13」個別的因果関係は外延的な関係である。

それゆえ彼の立場では、原因である個別的出来事はどのように記述されようとも原因である。一九九三年の論文で(多くの誤解にいらだつかのように)繰り返し強調される論点がこれである。^⑫この論点を理解するのは易しい。たとえばある銀行員がある小学生の保護者であったとする。もちろんその銀行員は、その小学生の父親であるということゆえにその小学生の保護者なのであり、銀行員であるということゆえにはない。ここでまさか、そのことがその銀行員の保護者としての資格を脅かすと考える者はいないだろう。

以上の明白な事柄を否定する印象を与えるかぎり、たんに原因であるということと述べるために「因果的効力」の語を使うことは、大袈裟だけでなくミスリーディングである。同様に、因果的説明力のことを言うために「原因性」の語を使うこともミスリーディングである。そのような言葉使いは、デイヴィドソンに帰すべきでない考え方をデイヴィドソンに帰しかねないのである。^⑬

2-1-3. 心的出来事の因果的効力に関する認識論上の問題

だが以上の論点を強調すれば（デイヴィドソンはそうするのみであるが）、一連の批判の全てから非法則的一元論を防御できるわけではない。いくつかの批判は巧妙にもその防御壁をすり抜ける。たとえば美濃正は次のように問題点を指摘する。すなわち、

「14」火曜の『タイムズ』の5頁に報じられた出来事ゆえに、水曜の『トリビューン』の13頁に報じられた出来事が生じた

という文が因果的説明を行なっているとは誰も考えないだろう。いかに詳細な条件を「14」に付け加え、「火曜」や「13頁」を別の精密な言葉に置き換えたとしても、われわれがそこに因果法則を見い出す見込みはない。しかしデイヴィドソンの与えた枠組みに従えば、心的記述を含む文も、「14」と同様、因果的説明力をもたないことになってしまふ、というのである。その帰結はもちろん現実にそぐわない。たとえば

「15」コウモリを外に出したいと思ったので、彼女は窓を開けた

などは、ふつう誰にとってもそれだけで充分説明的である。よつてもしそうした帰結が導き出されるのであれば、美濃の主張どおり、デイヴィドソンの非法則的一元論のどこかに欠陥があるのである。^⑭

本稿の後半ではもっぱらこの因果的説明力をめぐらる問題について論じる。心的出来事の「因果的効力」をめぐる問題とは、2—2で

指摘した誤解を取り除けば、結局それ以外にはないと思われるからである。だがその前に次節ですこし寄り道をして、一連の問題提起に対するデイヴィドソン自身の返答を見ておくことにしたい。

3. スーパーヴィニエンスの概念は、しかし、心的記述を含む単称因果文の説明力を説明しないだろう

J・キムとデイヴィドソンの議論において、「スーパーヴィニエンス (supervenience)」の概念が一つの鍵となっているように見える。たしかにキムは、自らが定義したスーパーヴィニエンスの概念の一つを使って、心的なものの因果的役割を説明しようとしている。デイヴィドソンもまた、キムの批判に答えるさいに、自らの定義したスーパーヴィニエンスの概念を用いている。^⑮

デイヴィドソンは以前から、出来事の心的性質の物理的性質へのスーパーヴィニエンスを主張している（ただし心的なものの物理的なものへの非還元的依存を説明する文脈で）。それはすなわち次のことを意味する。

「16」二つの出来事がそれぞれのもつ物理的性質（あるタイプの物理的記述を与えうるような性質）の全てにおいて一致するならば、心的性質において異なることはありえない。^⑯

一九九三年の論文においてデイヴィドソンは、彼の定義したスー

パーヴィニエンスの概念が「心的出来事の因果的効力」を説明すると考えている。その説明は次のようなものである。二つの出来事が何らかの心的性質において異なっていたとする。すると「16」により、それらは物理的性質においてもどこか異なるはずである。いかなる物理的性質上の差異も個別的因果関係を左右しうるのであるから、そのように物理的性質にかならず差異をもたらす心的性質もまた、個別的因果関係を左右する。^⑩

だがデイヴィドソンによるこのような応答の仕方は、目下の問題にとって有効であろうか。そうとは思われない。それは、心的出来事の因果的効力を正しく説明するより強いヴァージョンのスーパーヴィニエンスの概念に比べ、デイヴィドソンの言うスーパーヴィニエンスが弱すぎるからではない。そうではなく、そもそもスーパーヴィニエンスの概念が、心的記述を含む単称因果文の因果的説明力にあまり関係しないと考えられるからである。

たしかに、デイヴィドソンが述べる意味において心的性質が個別的因果関係を左右するということは正しい。しかしここで強調すべきは、そのことが心的記述を含む単称因果文の因果的説明力を全く説明しないということである。スーパーヴィニエンスの概念はデイヴィドソンが期待するほどの役割を果たさないだろう。というのも、スーパーヴィニエンスに関するデイヴィドソンの論法と彼が他の箇所において強調している論点とを考え合わせると、たとえば大きな銃声を伴うものであったかどうかでさえ、この意味において、狙撃と標的の死の間の個別的因果関係に差異を生じさせると結論できる

からである。^⑪だが実際、単称因果文

「17」大きな銃声と伴うその狙撃が彼の死をひき起こした

は因果的説明文としては冗長であり、それどころかミスリーディングですらある（「17」は、銃声が小さければ死なずにすんだことをほのめかしていると読まれるかもしれない）。この例との対比から次のことがあきらかになる。すなわち、たしかに心的性質の有無は、デイヴィドソンが主張する意味において個別的因果関係を左右する。しかし、その個別的因果関係を表す因果文がもつ因果的説明力には、スーパーヴィニエンスの概念によって説明可能な仕方では、関与していないのである。^⑫

4. 心的記述を含む単称因果文が因果的説明力をもたえないということも、非法則的一元論からは帰結しない

4-1. 批判者達がひそかに持ち込んだ「橋渡しテーゼ」

さて、すでに指摘した誤解を取り除きたいま、デイヴィドソンの批判者達が問題にする「因果的効力」とは、因果的説明力のことであると解釈する以外にない。そのような解釈のもとでもやはり、1-2にまとめた一連のステップを経て、理由による行為の説明は因果的説明力をもたないという帰結が導き出されるのだろうか。その

帰結は誤りであると思われるので、もし導き出されるのであれば(批判者達の主張するとおり) 非法則的一元論も誤りでなければならぬ。だが幸いにも、私の考えでは、そのような帰結が導き出されることはない。

たしかに1-2のaからdのステップに至る展開は、デイヴィッドソンの非法則的一元論の立場に即したものである。しかしそれらとeのステップとの間には溝があると思う。すなわち問題の帰結を導き出すためには、さらに別のテーゼを主張する必要があるのである。そのテーゼは、たとえばスタウトランドの次の言葉の中に暗示されている。

「デイヴィッドソンの見解は結局、出来事が原因であるのはそれが
ある属性——すなわち因果法則に關与する属性、法則的属性——
をもっているからにはかならない、という主張に等しい。」^④

ここに示されている考えを(2-2で指摘した初歩的な誤解を取り除いたうえで) 表現し直すと、次のようになる。

「18」因果的説明力をもつには、単称因果文は、因果法則へと洗練される見込みのある一般化の一事例と見なされうるものでなければならぬ。

この「18」のテーゼは、たしかにaからdまでのステップとeのス

テップの間を橋渡しするであろう。しかし「18」のような主張は、デイヴィッドソンの非法則的一元論(および彼のテキスト全般)の中に見いだされるものではない。それはむしろ批判者の側が持ち込んだものであり、デイヴィッドソンに帰属させるのは不当である。^⑤

4-2. 因果法則への洗練化可能性に裏打ちされない因果的説明力

「18」と異なり次の「19」は(未分析の表現を含むもの) おそらくデイヴィッドソンの見解の中に認めることができる。

「19」因果的説明力をもつには、単称因果文は、その背後に因果法則が存在することを信じさせるだけの根拠を与えるものでなければならぬ。

問題の「18」が、この妥当な「19」と区別されるのは次の点である。「18」は、因果法則の存在を信じるに足る根拠が、当の因果法則へと洗練される見込みのある一般化と関連づけられることによつてのみ与えられる、ということを主張している。しかしその「のみ」の部分で、デイヴィッドソンの見解からは導出されないのである。

それどころかデイヴィッドソン自身がすでに指摘しているように、

「20」その台風が大災害をひき起こした

という単称因果文の因果法則〔2〕によってその存在が含意されるところの因果法則〕からの「遠さ」は、実際〔14〕よりましという程度である。このことは、因果的説明力という概念が、因果法則へと洗練される見込みのある一般化という概念によっては（かりに洗練可能性や包摂可能性についての明確な規準が提出できたとしても）画一的に捉えることができないことを、示唆している。単称因果文を因果的説明的と見なすための根拠が多様であるということはきわめてありそうなことであり、そのことを阻むような議論を私は思いつかない。²³

5. 心的記述を含む単称因果文がなぜ説明力をもちうるのかという問いは、そもそも哲学的な問いでありうるか

5-1. 行為の「内的」な観点

因果的説明力をもつ全ての単称因果文が、因果法則へと洗練される見込みのある一般化の一事例である必要はない。理由による行為の説明がもつ説明力は、そうした因果法則への洗練可能性とは別のところに源泉がある。しかしその別の源泉とは、どのようなものであろうか。以下にその一つと思われるものを素描したい。

J・R・サールの行為論から、ほかならぬ美濃が、「われわれは先行意図と行為の間の個別的因果連関を直知する」という帰結を取り出している。²⁴ サールの行為論はさておき、その知見はここでの議

論にとって啓発的である（そして「心的出来事」におけるデイヴィドソンの擁護という本稿の目的にとっても有効である）。

次の会話を想定しよう。

A…「なぜ逃げたそうとしたんだ。」

B…「あそこにワニがいたからだよ。」

この場合Bは、ワニがいたと思っただ（実際にワニがいる必要はないからこのように言うべきである）がゆえに、逃げたそうとしたのである。ワニがいたと思っただことは、G・E・M・アンスコムが「心的原因」と呼ぶ種類の心的出来事である。²⁵ また「ワニがいたと思っただこと」は心的記述であり、ゆえに（非法則的一元論の考えに従えば）物理的記述に還元することが不可能である。だが、「心的因果性」という固有の種類因果性を認めるかどうかは別にして、Bの発言が因果的説明の一種であることはまちがいないと思われる。

なぜ因果的説明であると言えるのだろうか。それは、われわれが自分自身の行為の心的原因を直知する、つまり観察によることなく知るからである（ここで「心的原因」と呼ぶものの中には行為の理由や動機や意図も含まれる²⁶）。われわれは「私がさっき逃げ出したのは、どうもあそこにワニがいた（見えた）からようだ」とはけっして言わない。その意味で自分の行為に関しては特有の「内的」な観点が存在する。しかも、そのような観点は誰もがそれぞれ持っていると思なされている。そのような観点をもたない人に対しては

「行為する」という語の適用可能性すら問題になるだろう。実際にわれわれは、理由による他人の行為の説明に納得しているのであれば、その人の中に、同じタイプのもを自分でも直知することのできる因果関係を認めているのである（納得していないケースの典型は、その人の言葉を嘘だと思っている場合である）^⑧。

5-12. 哲学的議論の出発点

心的語彙を含む単称因果文がなぜ、因果的説明力をもちうるのかという問いに対し、5-11の議論は答えを与えていない、と指摘されるかもしれない。つまり、われわれが、理由と行為の間の個別的因果関係を直知し、かつ成員のだけれもがそれを直知できると見なされているような言語共同体の中に生きているという事実を指摘するだけでは、問いの答えにはなっていない。そう言われるかもしれない。そのとおりであり、じつは私はその問いに答えようとすらしていない^⑨。5-11ではむしろ議論の出発点を示したのである。すなわちデイヴィドソンは、非法則的一元論のいくつかの前提とともに

「21」 心的語彙を含む単称因果文は因果的説明力をもちうる（理由に言及することが行為の因果的説明となりうる）

という大前提を明示すべきであったと思う。これは議論のそもそもの前提の一つであり、あらゆる理論はこれと矛盾しないように組み立てられるべきである（急いで補足すれば、因果的であるかどうか

については異論があるかもしれない）^⑩。

「21」や、その背景にある心的原因の直知という事実が、哲学的議論の出発点として妥当であるという見解は、それらが行為や理由に関する日常的な「言語ゲーム」の出発点の一つとなっていることによっても支持される。「見たところ彼女が窓を開けたのはコウモリを外に出したかったからだと推測される」と言うのと全く同じように「見たところ私が窓を開けたのはコウモリを外に出したかったからだ」と言う人を、われわれの言語共同体に組み入れることは、行為や理由に関する別の言語ゲームを始めないかぎり不可能であるだろう。

「21」に対してさらに「なぜ」と問うことは、（この種の前提に關してしばしばそうであるように）哲学的な言説をわれわれに強いることになりかねない。たとえば、自分自身の行為の原因（理由）が直知可能なのは、現在の自分の身体の動きが先行するなどの脳内出来事によって引き起こされたかをモニターするための機構が、備わっているからかもしれない。またたとえば、なぜ心的原因の直知能力を個々の成員の中に認めるような言語共同体が成立したのかに対して、進化的な説明が可能であるかもしれない^⑪。それらの説明や仮説は、たまたま魅力的であるかもしれないが、しかし哲学者に論証や検証が義務づけられている種類のものではない。因果性がどのように認識されるかという問いは、因果性の概念がどのように習得されるか、あるいは発生したかという問いと同じくらい、非哲学的な問いでありうるのである^⑫。

6. まとめ

デイヴィドソンの非法則的一元論は、心的出来事に言及した単称因果文が因果的説明力をもつことを説明しないが、因果的説明力をもつということと矛盾するわけではない。矛盾するという指摘はいずれも誤解や不当な読み込みに基づくものである。他方、心的出来事に言及した単称因果文の因果的説明力について説明を与えることは、それがおそらく哲学的なものになるであろうという理由から、さしあたり（デイヴィドソンを含む）哲学者の責務ではない。つまり極論すれば、そもそもここに哲学的な問題などなかったのだ。この結論はあまりにあっけなく感じられるかもしれないが、しかし問題が些末であるという認識そのものは、すこしも些末ではないのである。

注

(1) この論文は、日本科学哲学会第27回大会（一九九四年十一月、於北海道大学）におけるワークショップ「行為と出来事存在論」のための資料の中の拙稿「いかに心的出来事が行為の原因であるのかについて」を、大幅に書き直したものである。本稿の成立にあたっては多くの方々にお礼を申し上げなければならぬ。まず大会の当日きわめて有益なコメントを下された方々、ワークショップのオーガナイザーであった服部裕幸教授、およびともに提題者であった美濃正、柴田正良の両先生（その後も刊行前の論文を

送っていただいた）には、これ以上ないという仕方感謝している。また本稿の中で言及するさいに、慣例とはいえ、美濃、柴田両先生の敬称を略させていただいたことを、ここでお詫びしておきた。

- (2) Davidson [1970].
- (3) Davidson [1963]を参照。より正確に言えば、デイヴィドソンが行為の原因としたのは「主たる理由 (primary reason)」である。
- (4) Davidson [1971], pp.49ff [pp.73ff]; さらに明確な記述として Davidson [1987], pp.35-6を見られた。
- (5) Stoutland [1982], pp.63-4.
- (6) たとえば Davidson [1993], p.7, p.8, p.12.
- (7) この論点については拙論 [1994], pp.24-7を詳しく論じておいた。
- (8) もし原因とされる出来事のほとんどが不必要な部分を実際上含んでいるなら、美濃の言う「EP」に似た次のテーゼが主張可能であるだろう（「EP」については美濃 [1995], p.45を参照）。

「22」出来事cとeについて、cがeの原因であるならば、多くの場合、cのある部分c'が存在し、そのc'を部分にもつがゆえにcはeをひき起こした（cとはそれ自身もまたeの原因であるような出来事である）。

この「22」は妥当であると思われるが、もちろん美濃の意図する「EP」のテーゼでは全くない。だが、「EP」のようなテーゼを主張したくなる気分が、「22」の妥当性によって説明されるかもしれない。

(9) ある出来事の心的性質と物理的性質がその出来事存在論的に異なる部分に対応し、心的性質が対応する部分は非法則的一元論に

従えば因果的に不必要である、という仕方では論じるべきではない。たとえばT・ホンダリックが、デイヴィッドソンと関連づけて「諸出来事の重要な性質の間に成り立つものとしての因果関係」を論じるとき (Honderich [1982], p.63)、彼はあきらかに混乱している。

- (10) しかし因果的説明文の内包的性格のみに注目する柴田正良の立場 (「因果的説明に関する内在主義」) は、こうした奇妙な事態を積極的に容認することになるだろう (柴田 [1996], p.74)。私には、柴田が退けている「因果的説明に関する外在主義」と同様、彼の内在主義も誤りであるように思われる。たとえば

「23」沼の大ナマズを怒らせたことが今回の地震をひき起こした

のような文は、かつて因果的説明文であったが今日そうでなくなつたのだろうか。そうではない。むしろ、そのような文が因果的説明文でなかったことが今日判明したのである。ナマズの怒りが地震をひき起こしえないことは今日あきらかであり、「23」は真なる単称因果文ではありえない。ゆえに「23」は因果的説明的ではない。そしてそのような判定は、「23」が遠い過去の個別的な場面で発せられたものであっても、遡って下されるはずである。「ナマズ」や「地震」の意味が根底的に変化していないとして、因果的説明であるかどうかはたしかにわれわれの認識に依存するが、全面的にはではない。

- (11) Davidson [1967], pp.161-2 [pp.226-7]; Davidson [1985a]を参照。
(12) Davidson [1993], p.6, pp.12-3.じつはこの論点は、P・F・ストローンの「出来事がこれこれの記述のもとで原因である」という表現に対する論評の中で、すでに触れられている (Davidson

[1985a], p.225)。

- (13) 「原因性」という表現は美濃「近刊」による。こうした言葉使いの問題点は、因果的効力や因果的説明力を失うことが原因であるということの否定を意味すると誤解されかねないことである。また、すでに引用したスタウトランドの文中の表現「原因は結果を」物理的出来事であるということゆえにひき起こす」や、キムの「法則の事例化であるからこそ出来事は原因である」といった表現 (Kim [1989], p.289) も、同様の誤解を与えかねないだろう。ただ、そうした表現を用いる論者自身がみなデイヴィッドソンを誤解している、とここで述べたいわけではない。たとえば美濃は、因果的説明的でない単称因果文の存在をむしろ強調しているし (美濃 *ibid.*)、キムも、誤解であるとするデイヴィッドソンの指摘に反論している (Kim [1993a], p.21, n.5)。

- (14) 美濃 [1995], pp.46-7; 「近刊」また、キムが「デイヴィッドソンの非法則的一元論は、「…」心的なものが心的なものとして何らかのリアルな因果的役割を担うような心理物理的因果性の説明を与えよこなう」と述べたときには、たしかにこの種の批判を行なおうとしていたと考えられる (Kim [1984], p.106; 傍点引用者)。

- (15) Davidson [1993], pp.13-4.

- (16) Davidson [1970], pp.214-5 [pp.273-4] を参照。

- (17) Davidson [1993], p.14を参照。じつは「16」および「16」を用いたこのような説明には問題がある。まず、一) H・A・ルイスが指摘するように、とりわけデイヴィッドソンの出来事存在論において、二つの出来事が全く同じ物理的性質をもたないことは、些末な真理である (Lewis [1985], p.160; さらに Davidson [1985b], p.244)。たとすれば、二つこの議論にスパービーニエンスの概念はそもそも不要であることになる (念のために言つて

おけば心的性質が不要であるということではない。(二)そこで議論を「ある出来事が実際とは異なる心的性質をもっていたとする」という仮定から始めるのはどうだろうか。二つのことを思い出す必要がある。まず、デイヴィッドソンの言うスーパーヴィニエンスは、個別的出来事の性質(記述)に関して成り立つ関係である(Davidson [1973], p.253)。そして、テキストが示すところによればデイヴィッドソンは、個別的出来事を全く貫可能世界的でない存在者と考えている(Davidson [1967], p.157(pp.219-20))。Davidson [1993], pp.16-7)。そうすると、「ある個別的出来事が心的性質を欠いていたなら…」という仮定自体が(またはやスーパーヴィニエンスの概念を持ち出す前に)そもそも不可能であることになる。つまりデイヴィッドソンの(あるいはデイヴィッドソンから整合的に抽出された)出来事理論の枠組においては、「C」というタイプに属する心的出来事が心的性質mをもたない場合…」とか「ある人物sに個別的な心的出来事cが起こっていないか」とすれば…」といった反事実的仮定は可能であるものの、「ある個別的な心的出来事cがもし心的性質mをもたなかったならば…」という反事実的仮定は意味をなさないのである。デイヴィッドソンの枠組において不可能なこのタイプの仮定は、しかし、美濃[1995]における非法則的一元論批判の重要なステップを構成している(美濃[1995], pp.47-8, 49, 59, n.7; ただし美濃はいま指摘した第二の論点に気づいている)。

(18) Davidson [1993], pp.16-7を参照。ところで、もじこで、デイヴィッドソンのな行為と出来事存在論に整合的であろうとし、かつ原因として狙撃行為が考えられているのであれば、問題にすべき性質とは、敵密には、大きな音を伴うという性質ではなく、大きな音を伴う出来事(つまり銃が発砲されること)をひき起こすと

いう性質でなければならない。

(19) それゆえ Davidson [1993]に対するコメントにおいて、キムが「因果的関与性 (causal relevance)」と「因果的効力」を峻別した上で行なっている議論は、適切な根拠に基づくものであると言える(Kim [1993a], pp.23-4)。

(20) 行為を説明しようとして理由に言及することは、あたかも「だいたいあなたはこの子の保護者なのか」と問いつめられて「ええ、私は銀行員ですから」と答えるのと同じような行ないなのだろうか。そうでないことをわれわれは知っている。

(21) Stoutland [1985], p.53. 前述のキムの「法則の事例化であるからこの出来事は原因である」(Kim [1989])という箇所も、「18」のテーゼの一つの表現であると思なすことができる。また、ホンダリックがデイヴィッドソンから導き出されると考えている「因果的に重要な属性の法則的性格の原理」も、「18」を前提としていると言えらるだろう(Honderich [1982], pp.63-4)。さらに、厳格な心理学的法則の不在は行為の理由の「原因性」の否定を意味し、そのことが理由に言及した単称因果文の因果的説明力の否定を意味するという美濃の議論(美濃[近刊])が妥当であるためには、やはり「18」のようなテーゼが必要であると思われる(美濃[1995]では別の経路による非法則一元論批判が展開されているが、それについては本稿の注(17)を参照されたい)。

(22) 柴田の言う「因果的説明に関する外在主義者」は、「18」を正しいテーゼとして主張するだろう。よってここでの私の主張は、デイヴィッドソンはそのような外在主義者ではないというものになる。

(23) 因果性の概念がもっぱら敵密な科学の領域に属する概念であるという思い込みを捨てなければならない。その概念のすくなくとも重要な部分は、日常の領域に属しているのである。さらに、因果

的説明力の源泉が厳密な因果法則への洗練可能性とは別のところにも存在するということは、心的語彙による説明の自律性を示唆している。これらはいずれも、非法則的・一元論の立場からすれば歓迎すべき事柄なのである。

(24) 美濃「近刊」。

(25) サールの行為論の存在論的混乱を指摘したものとして、柴田 [1991] が説得的である (ibid, pp. 83-7 を参照)。

(26) Anscombe [1957], pp. 15ff [邦訳書 pp. 28ff]。

(27) 意図や動機や理由をも「心的原因」と呼ぶことは、もちろんアンスコムのではなり (Anscombe [1957], pp. 15-20 [pp. 29-37] を参照)。だが、『インテンション』においてアンスコムが意図や動機や理由を特別視したのは、そこでの彼女の関心からすればその他の心的因果性が考察に値しないことを示したかったからにすぎない。もし、心的因果性において成立する因果関係が因果関係としては特別の種類のものでないと考えるならば (この考えもまた非アンスコムのであろうが、意外にもアンスコムの考えの大部分と両立可能である)、意図や動機や理由を「心的原因」と呼ぶことに何の問題もないだろう。ようするにここで重要な点は、意図や動機や理由も、その他の心的原因も、観察によらずに知られうるということである。

(28) さらに、病的なケースにおいてわれわれは自らの行為の理由について誤ることもあるだろう (たとえば極端な自己欺瞞を想像されたい)。自分自身の行為の心的原因は直知されるということと、自分自身の行為の心的原因に關しては誤りえないということと混同すべきではない。直知と不可謬性は、しばしば一緒になされるが、論理的に別の事柄である。

(29) この点を誤解されやすいことに、私は前述のワークショップを通

じて気づいた。

(30) つまりここで問題なく前提とすることができるとされているのは、心的語彙を用いた説明の説明力である。「13」の表現は、「1」から「8」や「13」を受け入れた上での形をとっている。たとえば「1」や「7」を認めないのであれば、理由に言及した行為の説明は、それが何であれ、とにかく因果的説明ではないことになろう。だがそれは、いまの議論とはまた別の議論である。

(31) 柴田は、心的語彙による経験的・一般化をプラグマティックな視点から論じ、その有用性に対する進化的な説明の可能性を示唆している (柴田 [1996], p. 74)。進化的説明はだいたい正しく感じられるという問題点があるにもかかわらず、柴田の説明の方針は基本的に正しいものであると思われる。

(32) すくなくとも非法則的・一元論に対して、なぜわれわれが自らの行為の理由を直知できるのかというものの説明は、義務づけられていない。それどころか私の考えでは、非法則的・一元論はその事実を説明すべきではない。行為の理由の直知可能性は、「21」のテーゼとともに、むしろ非法則的・一元論の前提とすべきものである。言い換えれば、非法則的・一元論から見て行為の理由の直知可能性が「謎」であることは、むしろ健全な事態なのである (美濃 [1995], p. 53 と比較されたい)。

参考文献

- Anscombe, G.E.M. [1957], *Intention*, Basil Blackwell. (『インテンション』、普豊彦訳、産業図書、一九八四年。)
- Davidson, D. [1963], "Actions, Reasons, and Causes," in Davidson [1980], 3-19.
- [1967], "Causal Relations," in Davidson [1980], 149-162.

- [1970], "Mental Events," in Davidson [1980], 207-225.
- [1971], "Agency," in Davidson [1980], 43-61.
- [1973], "The Material Mind," in Davidson [1980], 245-259.
- [1980], *Essays on Actions and Events*, Oxford U.Pr. (『行動と出来事』服部裕幸・柴田正良訳、朝倉書房、一九九〇年。)
- [1985a], "Reply to P.F.Strawson," in Vermazen & Hintikka [1985], 224-227.
- [1985b], "Reply to Harry Lewis," in Vermazen & Hintikka [1985], 242-244.
- [1987], "Problems in the Explanation of Action," in Pettit, et al. [1987], 35-49.
- [1993], "Thinking Causes," in Heil & Mele [1993], 3-17.
- Fløistad, G.(ed.) [1982], *Contemporary Philosophy Vol.3: Philosophy of Action*, Martinus Nijhoff Pub.
- Heil, J. and A.Mele(eds.) [1993], *Mental Causation*, Oxford U.Pr.
- Honderich, T. [1982], "The Argument for Anomalous Monism," *Analysis* 42, 59-64.
- 柏野義典 [1994] 『「不連続的原因」』『理観』第65回号、12-18。
- Kim, J. [1984], "Epiphenomenal and Supervenient Causation," in Kim [1993b], 92-108.
- [1989], "The Myth of Nonreductive Materialism," in Kim [1993b], 265-284.
- [1993a], "Can Supervenience and 'Non-Strict Laws' Save Anomalous Monism?" in Heil & Mele [1993], 19-26.
- [1993b], *Supervenience and Mind*, Cambridge U.Pr.
- LePore, E. and B.McLaughlin(eds.) [1985], *Actions and Events: Perspectives on the Philosophy of Donald Davidson*, Basil Blackwell.
- Lewis, H.A. [1985], "Is the Mental Supervenient on the Physical?" in Vermazen & Hintikka [1985], 159-172.
- 美濃正 [1995] 『「非法則的」二元論と心の因果性』『人文研究』(大阪市立大学文学部紀要) 第四七巻、四三-六一。
- [近刊] 『行為と因果性——行為論の展開の一面——』、『分析哲学の現在』(藤本隆志・中藤邦武編、世界思想社、一九九六年刊行予定) 所収。
- Pettit, P., et al(eds.) [1987], *Metaphysics and Morality*, Basil Blackwell.
- 柴田正良 [1991] 『「帰回性・意図・行為」』『現象学年報』第六五四号、十九-九四。
- [1996] 『「怒ったのび手を上げた」を因果的説明とするふくつかの理由について——非法則論的「二元論」の擁護——』、『金沢大学文学部紀要』第17号。
- Stoutland, F. [1980], "Oblique Causation and Reasons for Action," *Synthese* 43, 351-367.
- [1982], "Philosophy of Action: Davidson, von Wright, and the Debate over Causation," in G.Fløistad [1982], 45-72.
- [1985], "Davidson on Intentional Behavior," in LePore & McLaughlin [1985], 44-59.
- Vermazen, B., and M.Hintikka(eds.) [1985], *Essays on Davidson: Actions and Events*, Oxford U.Pr.

Trivializing the Problems with the ‘Causal Efficacy’ of Mental Events

Tatsuya KASHIWABATA

Donald Davidson’s “anomalous monism” has been faced with the criticisms that according to his theory, mental events cannot be causally efficacious with respect to their alleged effects. In this paper, I will show that these kind of criticisms are irrelevant by arguing the following points: (i) In this context what ‘causal efficacy’ means is no more than the explanatory power of the mental descriptions of events in the causal explanation. So the problem is whether anomalous monism allows for the mental descriptions of events to have such explanatory power. (ii) But anomalous monism does not deny the causal explanatory power of the mental. That is, anomalous monism is not inconsistent with the *fact* that the mental descriptions of events can causally-explanatorily work. (iii) Further, it is not the duty of anomalous monism to answer the question *why* the mental can causally-explanatorily work. We must distinguish what is the premise of a theory from what the theory explains. This *fact* is rather a (sound and necessary) premise of anomalous monism.

Key Words

Donald Davidson / anomalous monism / mental causation / causal explanation